

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和3年度第1四半期分

整理番号	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
1	じん芥クレーンバケット（東淀工場）買入	産業用機器	(株)天満電機産業	13,255,000	令和3年4月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
2	混練機用部品#1ほか28点（八尾工場）買入	産業用機器	本田鐵工(株)	16,995,000	令和3年5月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
3	混練機用部品（#1）ほか3点（平野工場）買入	産業用機器	本田鐵工(株)	4,004,000	令和3年5月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
4	耐火タイル（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	26,004,000	令和3年5月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
5	A Iモジュールほか5点（西淀工場）買入	産業用機器	富士電機(株)	15,297,700	令和3年6月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
6	スプレーノズル取付管ほか2点（平野工場）買入	産業用機器	倉敷紡績(株)	3,439,150	令和3年6月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
7	灰クレーンバケット（舞洲工場）買入	産業用機器	(株)福島製作所	19,580,000	令和3年6月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
8	吸収塔吸収部デミスターほか1点（平野工場）買入	産業用機器	倉敷紡績(株)	6,270,000	令和3年6月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
9	じん芥クレーンバケット（八尾工場）買入	産業用機器	(株)福島製作所	21,450,000	令和3年6月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

随意契約理由書

1 案件名称

じん芥クレーンバケット(東淀工場)買入

2 契約の相手方

株式会社天満電機産業

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入するじん芥クレーンバケットは、株式会社天満電機産業製の東淀工場じん芥クレーン設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、株式会社天満電機産業製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本部品は株式会社天満電機産業が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。

そのため、上記会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

混練機用部品 # 1 ほか 28 点 (八尾工場) 買入

2 契約の相手方

本田鐵工 (株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回買入する混練機用部品は、当工場の集じん設備に付属する捕集灰無害化処理設備で使用する本田鐵工 (株) 製混練機の専用部品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法、関連機構及び捕集灰無害化処理設備条件との関係上、他社においては製作不可能である。

(2) 業者選定理由

本部品は本田鐵工 (株) が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、本田鐵工 (株) と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

(電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1. 案件名称

混練機用部品（# 1）ほか3点（平野工場）買入

2. 契約の相手方

本田鐵工株式会社

3. 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する製品は、当工場の集じん設備に付属する捕集灰無害化処理設備で使用している、本田鐵工株式会社製「混練機」の専用部品であり、他社では混練機への取付や性能保証ができる部品の製作が不可能であるため、本田鐵工株式会社の製品を指定する。

業者選定理由

今回購入する製品は、本田鐵工株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、本田鐵工株式会社と随意契約を行う。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪広域環境施設組合

平野工場（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

耐火タイル（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回買入する耐火タイルは、日立造船（株）設計・施工による舞洲工場焼却炉の主要部品であり、本製品の詳細寸法、仕様、材質は非公開のため他社では知りえず、同社以外の製品を使用することは不可能である。

（2）業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

AI モジュールほか 5 点（西淀工場）買入

2 契約の相手方

富士電機（株）

3 随意契約理由

1) 製品指定理由

今回買入する AI モジュールほか 5 点は富士電機（株）において独自の技術により設計・施工された電子計算機設備の一構成品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため富士電機（株）の製品を指定する。

2) 業者選定理由

本部品は、富士電機（株）のみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって富士電機（株）と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号 06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

スプレーノズル取付管ほか2点（平野工場）買入

2 契約の相手方

倉敷紡績（株）

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入予定のスプレーノズル取付管ほか2点は、倉敷紡績（株）製の湿式有害ガス除去装置の主要構成部品であり、排ガス洗浄を目的として同社独自の技術により開発・設計されたものである。

したがって、本製品の形状寸法などの詳細な仕様は、同社のみが知っており、他社では製作が不可能であるため、倉敷紡績（株）製の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

本製品は、倉敷紡績（株）のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、倉敷紡績（株）と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

灰クレーンバケット（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

(株)福島製作所

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入予定の灰クレーンバケットは、当工場灰クレーン設備の一構成部品で、(株)福島製作所が独自の技術で製作したものである。

製品化に至っては、当工場灰クレーン設備設計当時にクレーンメーカーと(株)福島製作所が、協議・調整を行い製作した経過から灰クレーン設備全体の関連機構との詳細は、当該会社のみしか知りえず、他社においての製作は不可能である。

業者選定理由

本製品は(株)福島製作所が直接販売をしており、他社では取り扱うことが出来ない。したがって、本製品を(株)福島製作所に特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

吸収塔吸収部デミスターほか1点（平野工場）買入

2 契約の相手方

倉敷紡績（株）

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入予定の吸収塔吸収部デミスターほか1点は、倉敷紡績（株）製の湿式有害ガス除去装置の主要構成部品であり、排ガス洗浄を目的として同社独自の技術により開発・設計されたものである。

したがって、本製品の形状寸法などの詳細な仕様は、同社のみが知っており、他社では製作が不可能であるため、倉敷紡績（株）製の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

本製品は、倉敷紡績（株）のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、倉敷紡績（株）と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号06-6707-3753）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

じん芥クレーンバケット（八尾工場）買入

2 契約の相手方

（株） 福島製作所

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回買入するじん芥クレーンバケットは、一般廃棄物の処理において焼却炉にごみを供給するためのもので（株）福島製作所で製作され、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。したがって、本製品の詳細な寸法および関連機構との関係は、当該会社のみが知りえる情報であり、他社においては製作が不可能であるため、（株）福島製作所の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

本製品は、（株）福島製作所のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないことから、（株）福島製作所と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場
（電話番号 072-923-4226）